

広島県告示第七百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和四年十月十三日までの間、縦覧に供する。

令和四年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道中北川根線	安芸高田市美土里町北字五木屋一四五〇番二地先から 安芸高田市美土里町北字道ヶ谷一九四六番地先まで	令和四年九月二十九日